

令和3年度から適用される個人住民税の税制改正について

1. 給与所得控除の改正

- ・給与所得控除が一律10万円引き下げされます。
- ・控除額の上限が適用される給与等の収入額が1,000万円から850万円に、その上限額が220万円から195万円にそれぞれ引き下げられます。

(改正後)

給与所得速算表	
給与等の収入金額	給与所得の金額
0円～1,618,999円	収入－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入÷4 A×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満切捨) A×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	「算出額：A」 A×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	収入－195万円

(改正前)

給与所得速算表	
給与等の収入金額	給与所得の金額
0円～1,618,999円	収入－650,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入÷4 A×2.4
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満切捨) A×2.8－180,000円
3,600,000円～6,599,999円	「算出額：A」 A×3.2－540,000円
6,600,000円～9,999,999円	収入×0.9－1,200,000円
10,000,000円以上	収入－2,200,000円

2. 公的年金等控除の改正

- ・ 公的年金等控除が一律 10 万円引き下げられます。
- ・ 公的年金等の収入金額が 1,000 万円以上の控除額は 195 万 5 千円が上限となります。
- ・ 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は控除額が逡減します。

(改正後)

公的年金等雑所得速算表				
受給者年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円 ～ 2,000 万円以下	2,000 万円超え
65 歳未満	1,300,000 円 未満	収入金額－600,000 円	収入金額－500,000 円	収入金額－400,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額 × 0.75 － 275,000 円	収入金額 × 0.75 － 175,000 円	収入金額 × 0.75 － 75,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額 × 0.85 － 685,000 円	収入金額 × 0.85 － 585,000 円	収入金額 × 0.85 － 485,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入金額 × 0.95 － 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 － 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 － 1,255,000 円
	10,000,000 円 以上	収入金額－1,955,000 円	収入金額－1,855,000 円	収入金額－1,755,000 円
65 歳以上	3,300,000 円 未満	収入金額－1,100,000 円	収入金額－1,000,000 円	収入金額－900,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額 × 0.75 － 275,000 円	収入金額 × 0.75 － 175,000 円	収入金額 × 0.75 － 75,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額 × 0.85 － 685,000 円	収入金額 × 0.85 － 585,000 円	収入金額 × 0.85 － 485,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入金額 × 0.95 － 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 － 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 － 1,255,000 円
	10,000,000 円 以上	収入金額－1,955,000 円	収入金額－1,855,000 円	収入金額－1,755,000 円

(改正前)

公的年金等雑所得速算表		
受給者年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額
65歳未満	1,300,000円未満	収入金額－700,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75－375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85－785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×0.95－1,455,000円
	3,300,000円未満	収入金額－1,200,000円
65歳以上	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75－375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85－785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×0.95－1,555,000円

3. 所得金額調整控除の創設

以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・特別障がい者に該当する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障がい者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

「所得金額調整控除額」

= 【給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円】×10%】

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

「所得金額調整控除額」

= 【給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）－10万円】

4. 基礎控除の改正

- ・基礎控除額が10万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で逓減し、2,500万円を超過する場合は適用外となります。

改正後		改正前	
合計所得金額	基礎控除		基礎控除
2,400万円以下	43万円	一律	33万円
2,400万円超 ～ 2,450万円以下	29万円		
2,450万円超 ～ 2,500万円以下	15万円		
2,500万円超	0円		

5. 扶養控除等の所得金額要件の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替により、扶養親族の合計所得金額の要件も見直しされます。

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	合計所得金額 48万円以下	合計所得金額 38万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	合計所得金額 48万円超 133万円以下	合計所得金額 38万円超 123万円以下
勤労学生の合計所得金額	合計所得金額 75万円以下	合計所得金額 65万円以下

6. 家内労働者等の必要経費の特例の改正

基礎控除の引き上げに伴い、家内労働者等（家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人）が必要経費に算入する最低保証額が10万円引き下げられます。

	改正後	改正前
経費算入最低保証額	55万円	65万円

7. ひとり親控除の創設及び寡婦（夫）控除の改正

婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用します。

上記以外の寡婦については、従前通り寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても所得制限（合計所得金額500万円以上）を設定します。

※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方は対象外となります。

（改正後：ひとり親控除・寡婦控除）

…控除額30万円が「ひとり親控除」、26万円が「寡婦控除」

	配偶者関係	死別		離別		未婚	
	本人合計所得金額（円）	500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下	500万超
女性	扶養親族：「子」有	30万円		30万円		30万円	
	扶養親族：「子以外」有	26万円		26万円			
	扶養親族：無	26万円					
男性	扶養親族：「子」有	30万円		30万円		30万円	
	扶養親族：「子以外」有						
	扶養親族：無						

（改正前：寡婦（夫）控除）

	配偶者関係	死別		離別	
	本人合計所得金額（円）	500万以下	500万超	500万以下	500万超
女性	扶養親族：「子」有	30万円	26万円	30万円	26万円
	扶養親族：「子以外」有	26万円	26万円	26万円	26万円
	扶養親族：無	26万円			
男性	扶養親族：「子」有	26万円		26万円	
	扶養親族：「子以外」有				
	扶養親族：無				

8. 調整控除の改正

合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は調整控除の適用外となります。

改正後		改正前	
合計所得金額	調整控除		調整控除
2,500 万円以上	※計算方法参照	一律	※計算方法参照
2,500 万円超	0 円		

(1) 課税標準額が 200 万円以下の場合

下記のいずれか少ない金額×5% (市民税 3%、県民税 2%)

- ・ 人的控除額の差の合計額
- ・ 合計課税所得金額

(2) 課税標準額が 200 万円超の場合

【人的控除の差の合計額－(住民税の課税標準額－200 万円)】×5%

上記計算の結果が 2,500 円未満のときは 2,500 円 (市民税 3%、県民税 2%)

9. 非課税の範囲の改正

非課税を判定する際の所得に 10 万円を加算します。

● 「均等割」「所得割」とともに課税されない人

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助をうけている人 (賦課期日現在)
- (2) 障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦で、前年の合計所得金額が 125 万円＋10 万円以下である人 (給与所得者の年収に換算すると 2,044,000 円未満)
- (3) 前年の【合計所得金額】が、次の計算式で求めた金額以下の人

① 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

$$31.5 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 18.9 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}$$

② 同一生計配偶者または扶養親族がない場合

$$31.5 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} = 41.5 \text{ 万円}$$

● 「所得割」が課税されない人 (均等割は課税)

前年の【総所得金額等】が、次の計算式で求めた金額以下の人

(1) 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

$$35 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 32 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}$$

(2) 同一生計配偶者または扶養親族がない場合

$$35 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} = 45 \text{ 万円}$$

10. 個人住民税の新たな非課税措置の創設

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、児童扶養手当受給者に限定せず、前年の合計所得金額が 135 万円以下のひとり親について、個人住民税(「均等割」および「所得割」)を非課税とします。